

茨城県 特別栽培農産物 認証制度



茨城県農林水産部

茨城県特別栽培農産物認証制度とは

化学合成農薬や化学肥料を削減するなど一定の条件を満たして生産された農産物を『特別栽培農産物』として茨城県が認証する制度です。

この制度によって、茨城県産農産物に対する消費者の信頼を高めるとともに、環境にやさしい農産物を求める消費者ニーズに対応した農業生産の拡大と流通の適正化を図ります。

申請のできる人（団体）

- 茨城県内の生産者及び生産者が組織する団体
- 認証を受けた玄米を用いて精米を行う者

※確認責任者や精米確認者をおく必要があります。

認証の対象農産物

- 野菜・果実・穀類・茶 70品目
(令和7年3月現在)
(いずれも不特定多数の消費者に販売することを条件とします。)

特別栽培農産物とは

次の1及び2の要件を満たす栽培方法によって生産された農産物です。

要件

1 当該農産物の生産過程等※1における節減対象農薬※2の使用成分回数が、県が定める基準以下であること。

2 当該農産物の生産過程等※1において使用される化学肥料の使用量(窒素分量)が、県が定める基準以下であること。

※1 生産過程等とは、当該農産物の生産過程(当該農産物の生産者による種子、種苗及び収穫物の調製を含む)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいいます。

※2 化学合成農薬のうち有機JASで使用可能な農薬及び県が定める天然物質由来農薬を除いたもの。

○県が定める基準はこちらで公表しています。

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nougi/tokusai/contents04.html>

茨城 特裁基準

検索

例：「れんこん露地普通作型」

○節減対象農薬の使用成分回数・・・4回(慣行8回)

○化学肥料の使用量(窒素分量)・・・12.0kg/10a(慣行24.0 kg/10a)



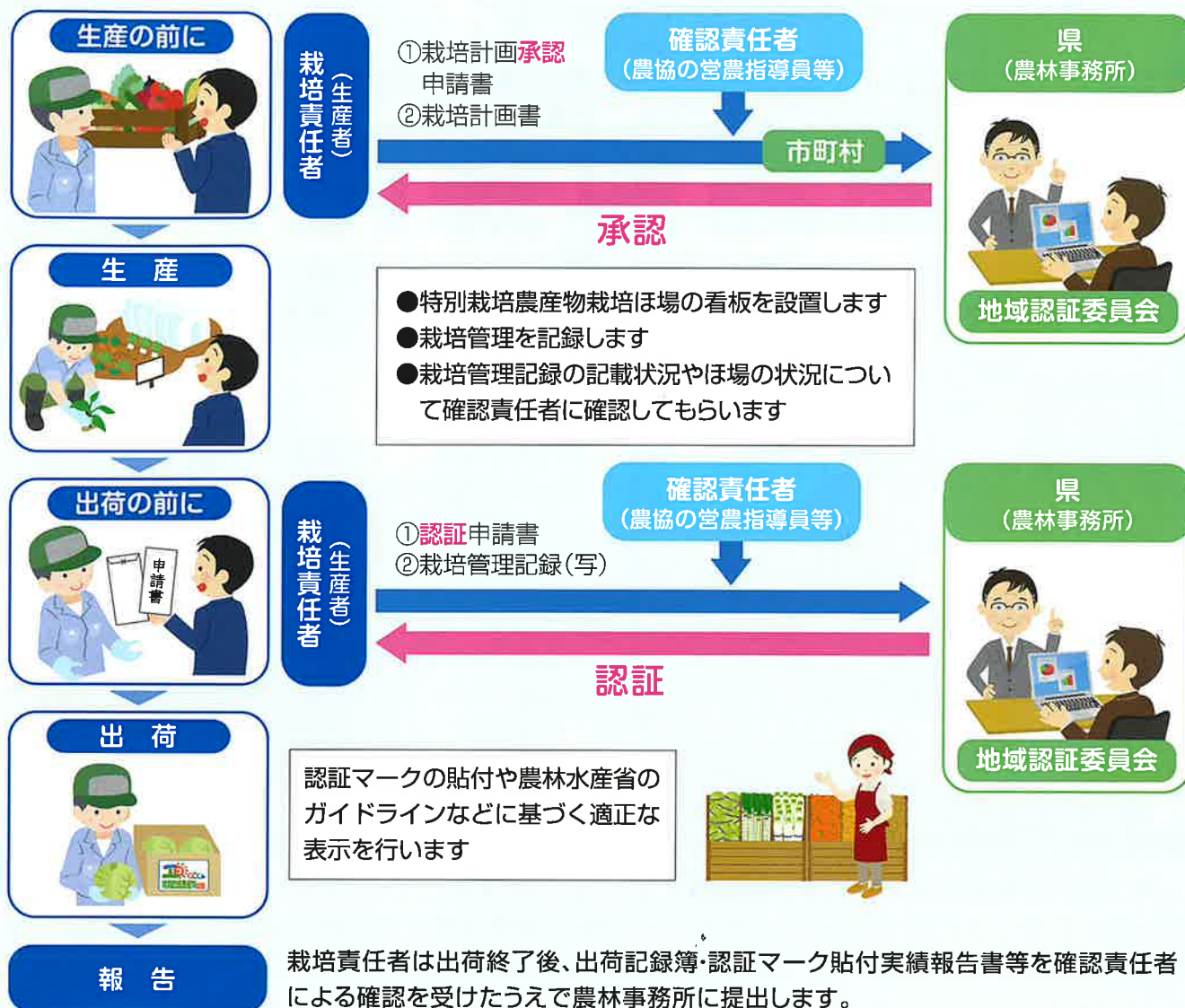
栽培計画等の承認申請書及びとう精に係る登録申請書の受付期間

○栽培開始期間が1月から6月までの農産物及び多年生農産物・・・前年の11月
(例：水稻・れんこん・かんしょ・メロン・ブルーベリーなど)

○栽培開始期間が7月から12月までの農産物・・・・・・・・・・同年の5月
(例：ソバ・にんじん・はくさい・だいこんなど)

認証の仕組み

●農産物の認証を受ける場合



●特別栽培米を精米して販売する場合



※確認責任者や精米確認者は、あらかじめ県へ届出が必要です。

農産物への表示

農産物には、農林水産省の『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』による表示を必ず行います。また、県認証シール(有料)を活用した差別化が可能です。

●農産物への表示例

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物または特別栽培□□□	
節減対象農薬	: 当地比○割減
化学肥料(窒素成分)	: 当地比○割減
栽培責任者	: ○○○○○○
住 所	: 茨城県○○市○○
連 絡 先	: TEL○○○○○
確認責任者	: ○○○○○○
住 所	: 茨城県○○市○○
連 絡 先	: TEL○○○○○
節減対象農薬の使用状況(※)	

●節減対象農薬の使用状況の表示例

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	使用回数
○○○○	殺菌	○回
○○○○	殺虫	○回
○○○○	除草	○回

●県認証シール

認証を受けると右の認証シールの利用が可能です。シールは(公社)茨城県農林振興公社から購入できます。



※節減対象農薬の使用状況は、一括表示の枠外に表示する。枠外に表示できない場合、ホームページアドレスや2次元コード等の情報の入手方法を記載する。

(参考事業) 「環境保全型農業直接支払交付金」

国と地方自治体では、特別栽培に相当する「化学合成農薬と化学肥料の使用を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取組」と併せて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動の取組を支援しています。特別栽培の取組と併せて申請をご検討ください※。

※本事業の申請受付事務や交付金の負担を行うことが難しい市町村もあるため、農地の所在する市町村に、あらかじめ本事業の申請が可能かどうかをお尋ねください。

詳しくは以下URLをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nougi/kankyohozen/contents01.html>



○茨城県特別栽培農産物認証制度のお問い合わせ

申請・認証・表示等に関するお問い合わせは、各地域の農林事務所または県農業技術課にお尋ねください。

県北農林事務所振興・環境室農業振興課	〒313-0013 常陸太田市山下町4119	☎0294-80-3303
県央農林事務所振興・環境室農業振興課	〒310-0802 水戸市柵町1-3-1	☎029-221-3034
鹿行農林事務所振興・環境室農業振興課	〒311-1593 鉾田市鉾田1367-3	☎0291-33-4117
県南農林事務所振興・環境室農業振興課	〒300-0051 土浦市真鍋5-17-26	☎029-822-7086
県西農林事務所振興・環境室農業振興課	〒308-0841 筑西市二木成615	☎0296-24-9169
茨城県農林水産部農業技術課	〒310-8555 水戸市笠原町978-6	☎029-301-3931

○申請書は県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/nougi/tokusai/contents04.html>

○認証シールの問合せ先

公益社団法人茨城県農林振興公社園芸振興部 〒311-4203 水戸市上国井町3118-1 ☎029-222-8511